(平成28年3月8日 15規程第42号)

かいせい れいわ ねん がつ にち きていだい ごう改正 令和3年3月30日 20規程第73号

もくてき (目的)

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。

-)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ)。(合理的配慮の提供)
- 第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の世界としなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 役職員のうち、国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程(04規程 第3号)第8条に規定する研究所等の長以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その かんとく なくしょくいん ちゅうい かんき 監督する役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の もうし出等(以下「相談等」という。)があった場合は、迅速に 状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員に対して、合理的配慮の でいきょう てきせつ おこな 提供を適切に行うよう指導等を実施すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切 たいしょ
 たいしょう
 に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんなど (懲戒処分等)

第5条 役職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、文は、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第6条機構に、その役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその
 かでく た かんけいしゃ そうだんとう できかく たいおう っぎ かか そうだんまどぐち お 家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。
 - そうむぶちょう 一 総務部長
 - ニ 総務室長
 - 三 総務グループリーダー
- 2 相談等受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に ひつよう 必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

- 3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務部総務室総務グループに集約し、 をうだんしゃ 相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報 共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。 (研修・啓発)
- 第7条 機構において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に がし、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに役職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する

 基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役職員に対し

 ては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。
- 3 前項の内容、回数等の詳細は、総務部総務室長が定める。
- 4 役職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するため に必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

か 別

この要領は平成28年4月1日から施行する。

新 則 (令和3年3月30日)

この要領は令和3年4月1日から施行する。

ブラレ だい じょう だい じょうかんれん 別紙 (第2条、第3条関連)

こくりつけんきゅうかいはつほうじんじょうほうつうしんけんきゅうきこう 国立研究開発法人情報通信研究機構における障害を理由と まべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゅういじこう する差別の解消の推進に関する対応要領 に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスやかくしゅきかいでいきょうを基本でする又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する又はにようがいしゃでない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる 事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に 数うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な旨的の下に特合から、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。機構においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由をして、対・サービスを拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、関別の事案がとに、策害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、関別の事業がとに、策害者を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、関別の事業がとに、策害者を拡大解釈するなどのでは、対応がある。

でくしょくいん せいとう りゅう はんだん ばぁい しょうがいしゃ りゅう せつめい 役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

だい まとう きべってきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的 取扱 いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり着る具体例は、以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。

- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、 らいしよの際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず付添者の同行を拒んだりする。

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とでいぎ定義されている。

法は、同条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務

**
では事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の

にませる必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担

が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的

障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、

になった。

できずいますが受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

になった。

になった。

できずいますが受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な

になった。

を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、

になった。

になった。

できずいますが、

できずいますが、

できずいますが、

できずるものとの、いわゆる「社会・モデル」の考え方

を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、

になった。

にならないよう、

になった。

にならないよう。

になった。

に

が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的 な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる

はんい にんい ではらむ なずい 範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との
かんけいせい ちょうき にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する
かんきょう で整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につな
がる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する はいりょ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく でんじ かくだい 配慮を必要としている 状況 にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大 文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、 にようがいしゃ たにん とコミュニケーションを図る際に必要な手段 (通訳を介するものを 会む。) により伝えられる。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を ともな 伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的 障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、 とうがいしょうがいしゃ 管書者が社会的 はあい であった。 当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけ るなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、できぎ、みなおということが重要である。
- 5 機構がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は

、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の 提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的はあんでようきょう おう こそうごうてき きゃくかんてき はんだん 切っよう でつよう 場面や 状況 に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

でくしょくいん かじゅう またん あ と 判断した場合は、障害者にその理由を説明する で ものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- □ to また じぎょう えいきょう ていど じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- じっぱんかのうせい ていど ぶっりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょう ふたん ていど費用・負担の程度

だい ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かでは、またがであるが、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かの個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを せんてい 前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例 だけに限られるものではないことに留意する必要がある。 でありてきはいりょ あ う ぶつりてきかんきょう はいりょ ぐたいれい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の 位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 世んご きゅう きょり いちど 前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉 付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が 上よるいま 書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが がずかしい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かり やすく案内し誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。

- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応で きるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモして渡す。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いず に関する。 はないてき せつめい に具体的に説明する。
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、 ないよう りかい 内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの 電慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に □ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に □ で書のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順 を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該 □ ようがいしゃ じゅんばん く 障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を かくほ 確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 機構の敷地内の駐車場等において、障害者の来所が多数見込まれる場合、 ○ 機構の敷地内の駐車場等において、障害者の来所が多数見込まれる場合、 ○ ではようがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく へんこう 通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合 とうがいしょうがいしゃ せつめい うえ しょうがい とくせい しせつ じょうきょう おう べっしつ じゅんび 、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。